令和3年1月20日時点 (意見募集に係る公開資料)

千葉県社会福祉協議会 次期行動計画

菜の花コミュニティプラン

(案)

【計画期間:3年間】

2021(令和3)年度~2023(令和5)年度

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

本文中の文章はいずれも未定稿です (令和3年3月末に完成予定)

目 次

第	1	章	菜のネ	ゼコミュニティプランの策定にあたって	
	1	菜	の花	コミュニティプラン策定の趣旨	2
	2	計	画期間	晢	3
	3	本	計画	と関係する諸計画(相関図)	3
第	2	章	現状と	と課題	
	1	地	域福祉	业を取り巻く環境と制度的動向	4
	2	社	会福祉	沚協議会の役割	4
	3	千	葉県の	の特徴	5
	4	前	計画	「菜の花コミュニティプラン2020」の評価	6
第	3	章	菜の花	ゼコミュニティプランが目指すもの(基本的事項)	
	1			<u> </u>	
	2			票	
	3	計	画の村	構成	9
第	4	章	具体的	的な施策の展開(アクションプラン)	
	基	本目	標 1	地域福祉の基盤強化	·····10~17
	基	本目	標 2	生活支援・権利擁護機能の強化	·····18~23
	基	本目	標 3	大規模災害に備えた基盤強化	·····24~27
	基	本目	標 4	福祉サービス事業者への支援	·····28~29
	基	本目	標 5	福祉人材の確保・定着及び育成への取組強化	·····30~35
	基	本目	標 6	透明性の高い法人運営と経営基盤の確立	·····36~39
第	5			の進行管理と評価	
	1			埋の考え方	
	2	進	行管理	理・評価と公表の仕組み	40
		資料			
•	政	策調	整委員	員会委員名簿······	46

第1章 菜の花コミュニティプランの策定にあたって

1 菜の花コミュニティプラン策定の趣旨

- 本会は、社会福祉法第110条に基づき、県域における地域福祉の推進をはじめ、生活 困窮者世帯等への貸付事業、社会福祉事業に従事する者の養成や人材の確保・定着、ある いは社会福祉事業者の経営に関する指導及び助言、権利擁護事業の推進、さらには近年多 発する自然災害発生時の災害ボランティア活動等の取り組みを行ってきています。
- これら本会の取り組みは、市町村社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉法人・ 社会福祉施設等の福祉関係者をはじめ、保健、医療、司法、教育、企業、NPO・ボラン ティア団体等、多種多様な関係機関・団体等との連携に基づいて進められており、こうし た連携を今後さらに発展・強化していく必要があります。
- 国においては、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を整備するべく社会福祉法の一部改正を行い、市町村における「重層的支援体制整備事業」が創設されたほか、生活困窮者自立支援法や介護保険制度等の一部が改正されるなど、市町村を基軸とした、地域の特性に応じた取り組みが進められています。
- 千葉県においては、平成27年度から令和2年度までの6年間の計画である「第三次千葉県地域福祉支援計画~『互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会』の構築を目指して~」を策定しており、現在は次期計画の策定作業を進めているとともに、高齢者や障害者、子ども・子育て等に関する計画についても策定・実施しています。
- 市町村においては、地域福祉計画の策定について、平成30年4月の社会福祉法の一部 改正により、任意とされていたものが努力義務とされるとともに、「地域における高齢者 の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載 する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。
- 国際社会においては、平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて、2016年から2030年までの国際目標として「持続可能な開発目標(SDGs)」が全会一致で採択され、この理念である、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けた取り組みが進められています。
- こうした社会・経済状況の変化や、多様化・複雑化する福祉ニーズへ対応していくため、本会における行動指針として「21世紀菜の花コミュニティプラン」を平成16年度に5か年計画として初めて策定するとともに、平成21年度からは3か年の行動計画(アクションプラン)として順次、「菜の花コミュニティプラン2ndステージ」、「菜の花コミュ

ニティプラン3rdステージ」、「菜の花コミュニティプラン2017」、さらに「菜の花コミュニティプラン202010」を策定し、これらアクションプランに基づく事業展開を積極的に図ってきました。

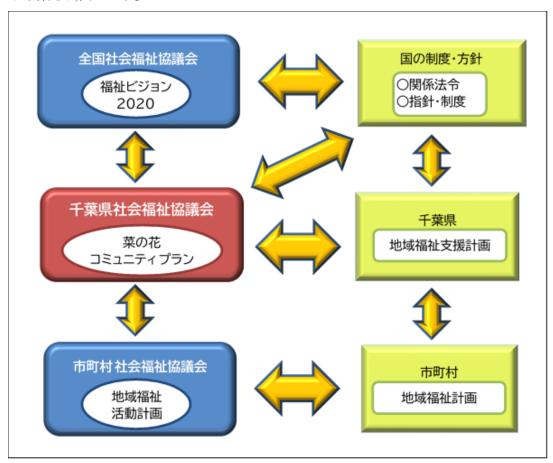
○ 2020(令和2)年度末でアクションプランの計画期間が終了することから、本会としての行動計画である次期「菜の花コミュニティプラン」を策定することとしました。本「菜の花コミュニティプラン」の基本目標を本会事業の柱とし、これに基づき各年度の事業計画を策定のうえ、「ともに生き、ともに創る地域共生社会の実現」に向けて取り組んでまいります。

2 計画期間

2021 (令和3) 年度から2023 (令和5) 年度までの3か年とします。

3 本計画と関係する諸計画(相関図)

千葉県の関連諸計画、全国社会福祉協議会の各種計画や指針等との整合を意識しながら事業を展開します。



第2章 現状と課題

1 地域福祉を取り巻く環境と制度的動向

- 2016年(平成28年)に行われた社会福祉法の改正では、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」が法人の責務として位置づけられ、法人の持つ福祉サービスにおける専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら地域づくりと連携し、積極的に貢献していくことが求められました。
- 2018年(平成30年)の社会福祉法の改正では、地域共生社会の実現に向けた地域 福祉の推進の理念の明確化、市町村における地域生活課題の解決に資する包括的支援の 提供体制整備、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定の努力義務化 等の改正が行われました。
- 2020年(令和2年)における社会福祉法の改正では、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援(包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業として、「重層的支援体制整備事業」が創設されたほか、社会福祉法人やNPO法人等を社員として相互の業務連携を推進する「社会福祉連携推進法人制度」の創設等の措置が講じられました。
- また、新型コロナウイルス感染症が拡大した2020年、地区社会福祉協議会を中心に 実施されてきた見守り活動や高齢者サロンや子育てサロンなどの小地域福祉活動をはじ め、こども食堂や敬老会等多くの事業が活動休止や延期等自粛を余儀なくされたほか、市 町村社協における各種事業についても大きな影響を受けました。「3つの密(密集・密接・ 密閉)」を避ける、感染拡大防止に配慮した、これまでのやり方とは異なった新たな地域 福祉活動の取り組み方が求められることになりました。
- 地域福祉の推進にあたっては、これらの法改正や通知の趣旨、環境の変化等を十分に踏まえ、 地域共生社会の実現に向けて、関係機関、分野との連携を強め、横断的・一体的に取り組んでいく必要があります。

2 社会福祉協議会の役割

○ 社会福祉協議会は、「社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助」や「社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成」等の事業を中心に、 行政と住民を結び付け、住民を支援するための福祉サービスを提供する組織として、また、 社会福祉関係者と福祉活動を担う住民・ボランティア等により構成される組織です。

- 公的な福祉サービスだけでは対応できない、あるいは制度の谷間にある様々な福祉課題や生活課題が地域の中に存在する中、それらを解決するための取組み、また、それを地域で実行する人材の養成が必要であり、そのためには県及び市町村社会福祉協議会が継続的に取り組みを進める必要があります。
- 社会福祉施設等を経営する者への支援、社会福祉法人が社会貢献を行うための情報提供等による支援を行っていくことも重要です。
- 大規模災害時には、「災害ボランティアセンター」の設置・運営を社会福祉協議会が担 う形が一般化しており、要援護者をはじめ支援を必要としている方等への対応を進める ため、日ごろから地域における相互支援・相互協力の枠組みを強化するだけでなく、行政 やNPO等を含む関係機関・団体と連携を図りながら取り組んでいく必要があります。
- 新型コロナウイルスの影響により失業や減収となった方への支援として緊急小口資金ならびに総合支援資金の特例貸付事業が2020年3月に開始され、その貸付総件数は令和2年9月時点で4万件を超えています。相談・申請窓口となっている市町村社協においては急増した失業者等生活困窮者への支援を行っているところですが、本来の生活を取り戻せるよう、継続的な支援を行っていく必要があります。

3 千葉県の特徴

- 千葉県においては、昭和51年に策定された「県総合5か年計画」において「地域ぐる みの社会福祉」を重点事業のひとつとして位置付け、以降、ボランティアの養成、福祉教 育の推進を図るとともに、小・中学校区を単位とした小域福祉圏、市町村単位の基本福祉 圏、広域の市町村圏(旧支庁単位)での広域福祉圏の三層福祉圏に「地域ぐるみネットワ ーク推進委員会」を組織化し、住民をはじめ福祉関係者と共に公私協働によるきめ細かな ニーズから高度で専門的なニーズへの対応まで可能とする構想を掲げ、県、県社協、市町 村社協が連携して活動を推進してきました。その後、「小域福祉圏地域ぐるみネットワー ク推進委員会」は、「地区社会福祉協議会」へと成長、発展しています。
- さらに、平成16年に策定された「千葉県地域福祉支援計画」では、これまで地域福祉を担ってきた団体とNPO・市民団体や経済活動団体などの新たな担い手が力を合わせて協働して取り組む「地域福祉フォーラム」の設置、対象者横断的な地域の生活支援・相談・権利擁護を進める「中核地域生活支援センター」の開設など、新たな概念や具体的施策が展開されました。その後、見直しにより、健康づくり・医療・福祉の連動、地域社会づくりの推進体制の構築、コミュニティソーシャルワーカーをはじめとする人材育成と資質向上などが追加で盛り込まれました。

- また、現在の第三次千葉県地域福祉支援計画では、日常生活圏、小域福祉圏、基本福祉 圏、広域福祉圏(及び県全域)の4つの圏域のそれぞれに役割を明らかにしながら、生涯 を通じた福祉教育と地域福祉を支える人材の育成、福祉人材の確保・定着対策等が進めら れています。
- 全国に先駆けてこれらの事業を進めた結果、地域住民による互助のネットワークとなる地区社協の高い組織率、地域福祉フォーラムの設置、ボランティア連絡協議会の設立や地域と学校が連携した福祉教育の展開、コミュニティソーシャルワーカーの育成などにつながっています。

4 前計画「菜の花コミュニティプラン2020」の評価

- 前計画「菜の花コミュニティプラン2020」では、基本目標6項目、それらに基づく アクションプランを18項目設定し、さらに関連して63の「具体的な取組項目」を設け て事業の推進を図ってきました。
- これらの取組みについては、毎年度中間評価並びに最終評価を実施するとともに、政策 調整委員会に諮り、助言等を受けながら進行管理を行いました。
- 評価方法としては、63の「具体的な取組項目」に対してどの程度達成されたか、「目標達成度」を事業ごとに「A(計画通り)」、「B(計画の50~99%)」、「C(計画の49%以下)」及び「D(未実施)」の4段階評価としました。2019(令和元)年度の最終評価を基に、Aを3点、Bを2点、Cを1点、Dを0点として、アクションプラン別に集計した結果は、次のとおりです。

「18のアクションプランと関連する63の具体的な取組項目の進捗状況」

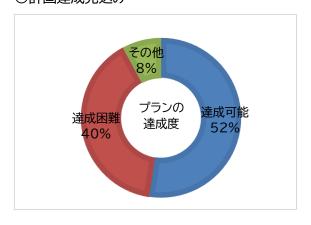
【計画期間2年目終了時点:2019(令和元)年度末の最終評価から】

	アクションプラン項目	評価点
1	地域福祉推進の核になる市町村社協を支援します(5項目)	2.0
2	地域福祉を推進するための人材を育成します(7項目)	2.3
3	地域福祉を推進するための仕組みづくりを支援します(2項目)	2.5
4	総合相談・生活支援の充実に向けた取り組みを支援します(2項目)	2.0
5	総合的な権利擁護体制の構築に向けた取り組みを強化します(4項目)	2.0
6	生活福祉資金貸付事業の機能強化を図ります(4項目)	2.8
7	借受世帯に対する生活支援を強化します(2項目)	3.0
8	運営適正化委員会における苦情解決機能の一層の充実・強化を図ります(1項目)	3.0
9	福祉サービス事業者段階における苦情解決体制の充実・強化に向けた支援を強化します(2項目)	2.5
10	大規模災害に備えた基盤整備を進めます(3項目)	2.3
11	福祉サービス事業者の社会貢献への取組を支援します(2項目)	1.5
12	福祉サービス事業者への支援を強化します(2項目)	2.0
13	福祉人材の確保、定着を支援します(8項目)	1.9
14	福祉人材の養成・育成機能を充実します(4項目)	2.5
15	情報提供機能を強化します(2項目)	3.0
16	財政基盤を強化します(6項目)	2.8
17	信頼性と透明性の高い法人経営を確保します(4項目)	3.0
18	事務局体制の強化を図ります(3項目)	2.7
	平均点	2.4

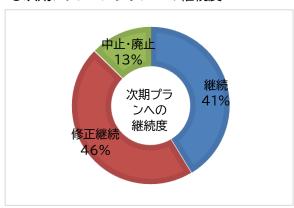
※「A(計画通り):3点」、「B(計画の 50~99%):2点」、「C(計画の 49%以下):1点」、「D(未実施):0点」

また、18のアクションプランにおける63の「具体的な取組項目」について、計画期間 最終年度末(3年目終了時点)に向けた「計画達成見込み」並びに「次期アクションプラン (3か年計画)への継続度」について、計画期間2年目の7月時点で評価した結果は、次の とおりです。

○計画達成見込み



○次期アクションプランへの継続度



第3章 プランが目指すもの(基本的事項)

1 基本理念

県域の地域福祉を推進する団体として、多様な団体をつなぎ、地域生活課題の解決に向けた連携・協働の場になるとともに、福祉人材の確保・育成・定着に取り組み、ともに生き、ともに創る地域共生社会の実現に貢献する。

2 基本目標

本会では、基本理念を達成するために、本計画で取り組むべき基本目標として次の6つを 定め、この目標達成を目指して取り組みます。

基本目標1 地域福祉の基盤強化

基本目標 2 生活支援・権利擁護機能の強化

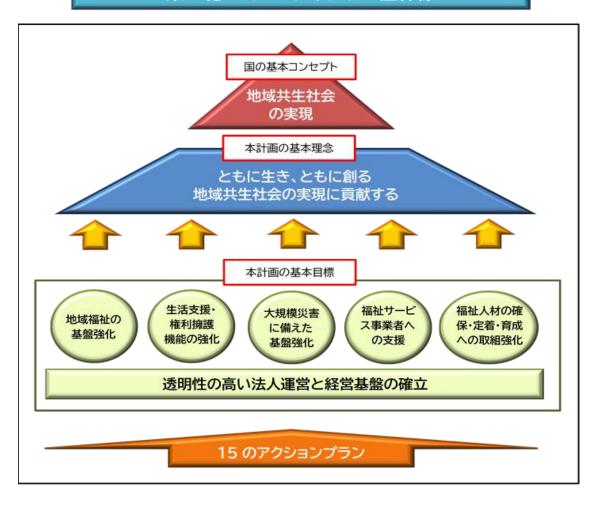
基本目標3 大規模災害に備えた基盤強化

基本目標4 福祉サービス事業者への支援

基本目標 5 福祉人材の確保・定着及び育成への取組強化

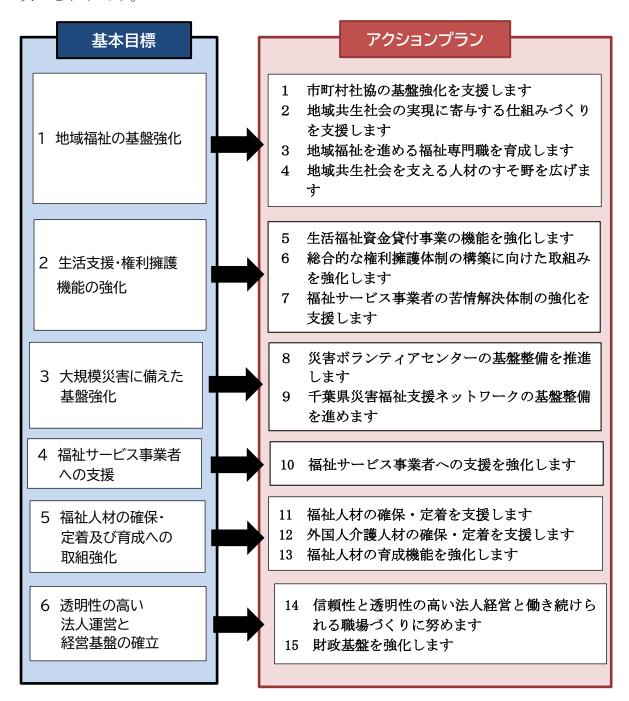
基本目標6 透明性の高い法人運営と経営基盤の確立

菜の花コミュニティプラン全体像



3 計画の構成

6つの基本目標に基づいて取り組む15項目の具体的なアクションプランは 次のとおりです。



◎3年間の具体的な事業・取組内容」における数値目標の考え方について

3か年の数値目標に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響や収束時期等が見通せない 不確定な状況にあることから、今回の計画では感染症による影響を考慮しない考え方で設定し ています。

このため、影響が継続・長期化した場合は数値目標を下回ることも考えられますが、その場合は各時点で実施する「評価」においてその理由等を明記することとします。

基本目標1 地域福祉の基盤強化

アクションプラン

1 市町村社協の基盤強化を支援します

<現状と課題>

○現状・これまでの成果

- ・平成29年4月に施行された社会福祉法の一部改正では、社会福祉協議会を含む社会福祉法人に対し、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組を実施する責務等が規定され、社協としても法律に基づいた積極的な取組みが求められることになりました。
- ・本会主催だけでなく、本会が事務局を担っている千葉県内市町村社会福祉協議会事務局長 会、千葉社協職員連絡協議会主催の研修を含め年間約8回の職員研修を実施しています。

○課題

- ・社会福祉法人に公表が義務化されている財務諸表、事業報告書だけでなく、予算や事業計画書等の経営情報を自社協のホームページで公表しているのは30社協に留まっています。
- ・社会福祉法人の責務に位置づけられている「地域における公益的な取組」を実施しているのは27 社協に留まっています。
- ・新たな福祉ニーズに対応するためにはソーシャルワークの知識、技術をもち、専門性を備え た社協職員を育成していく必要があります。

<目指すべき方向性・ビジョン>

○ガバナンスの強化

県内全ての社協が自社協のホームページにおいて経営情報等について適切に開示するとともに、地域における公益的な取組が積極的に行われるよう支援します。

○職員資質の向上

千葉県内市町村社協事務局長会、千葉社協職員連絡協議会と連携しながら、継続的に職員の資質向上につながる研修を実施します。

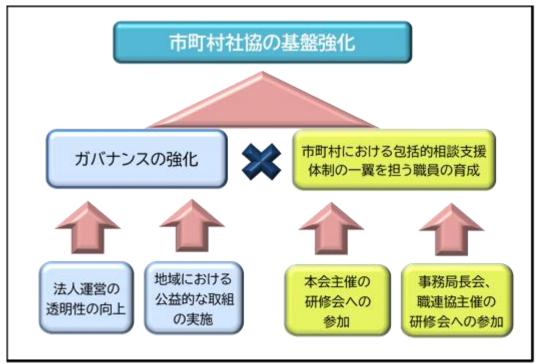
<3年間の取組みを通じて実現を目指す成果(到達点・ゴール)>

○すべての市町村社協で経営情報等の公表と「地域における公益的な取組」に取り組みます。

○研修等を通じて、より専門性の高い社協職員を育成します。

<年次計画(指標)と3年間の成果>

取組項目・成果指標	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3年間の 成果
自社協ホームページによる経 営情報の公表	30社協	38社協	46社協	5 4 社協	全ての社 協で公表
地域における公益的な取組の 実施(実施社協数)	27社協	5 4 社協	5 4 社協	5 4 社協	全ての社 協で実施
職員の資質向上のための研修の実施(研修回教、参加社校	4回	8回	8回	8回	2 4 回 実施
の実施(研修回数、参加社協 数)	4 3 社協	48社協	48社協	48社協	毎年 90% 以上参加



基本目標1 地域福祉の基盤強化

アクションプラン

地域共生社会の実現に寄与する仕組みづくりを支援します

<現状と課題>

○現状・これまでの成果

- ・地域生活課題の解決に向け、住民や地域で活動する団体等が相互に協力し、活動方策等を具体的に示した民間の行動計画である「地域福祉活動計画」の策定を促進するため、平成 31 年3月に「地域福祉活動計画策定マニュアル」を作成しました。
- ・平成17年度から基本福祉圏(市町村域)や小域福祉圏(小・中学校区域)の圏域ごとに地域生活課題を協議する場として「地域福祉フォーラム」の設置を進めており、基本地域福祉フォーラムの設置状況は33か所(約61%)、小域地域福祉フォーラムは344か所(約59%)となっています(令和2年9月末時点)。
- ・社会福祉法人の責務に位置づけられている「地域における公益的な取組」について、地域生活課題を解決するために、複数法人による連携・協働型での実施が期待されています。

○課題

- ・県内の地域福祉活動計画の策定率(令和2年6月末時点)は、市部が約81%であるのに対し、 町村部では約24%と大きく下回っています。
- ・地域福祉フォーラムの新規設置申請は伸び悩んでいます。一方、すでに設置した市町村や地 区からは、新しい地域生活課題に対応するため再助成を要望する声が大きくなっています。
- ・「地域における公益的な取組」を連携・協働型で実施している社協は県内で2か所(令和2年1月末時点)に留まっています。

<目指すべき方向性・ビジョン>

○地域福祉活動計画の策定促進

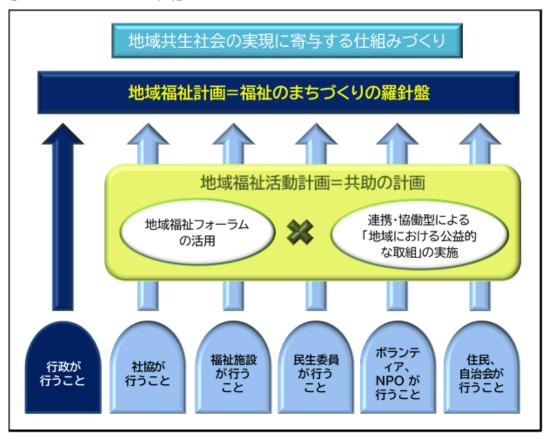
地域福祉活動計画の策定に向けた研修会の実施や個別訪問による支援を通じて、策定率の向上を図ります。

- ○基本・小域地域福祉フォーラムの活用の促進
 - 意欲的に新規事業を検討している団体の活動を後押しするため、助成基準の見直しを行うことで、さらなる地域福祉活動の活性化と環境整備を図ります。
- ○地域における公益的な取組の実施促進

連携・協働型の取組みを促進するため、研修会やモデル事業を実施します。

- ○地域福祉活動計画の策定率を向上するとともに、地域福祉フォーラム助成金の基準見直しを 通じて、より地域づくりに取り組みやすい環境を整えます。
- ○連携・協働型による「地域における公益的な取組」の実施社協数を増やします。

<年次計画(指標)と3年間の成果>							
取組項目・成果指標	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3年間の 成果		
地域福祉活動計画の策定促進 (策定済み社協数)	3 4 社協	3 6 社協	38社協	4 0 社協	6 社協増		
基本地域福祉フォーラムの設 置促進(設置数)	累計 34か所	35か所	36か所	37か所	3 か所増		
小域地域福祉フォーラムの設 置促進(設置数)	累計 344 か所	350 か所	355 か所	360 か所	16 か所増		
新地域福祉フォーラム助成基 準の見直し	検討	検討・ 見直し	新基準で 実施	新基準で 実施	新基準で 実施		
新新基準による地域福祉フォ ーラムの設置促進(設置数)	_	_	新規 20か所	新規 30か所	50 か所増		
新連携・協働型による「地域 における公益的な取組」の推 進(実施社協数)	2社協	4 社協	6 社協	8社協	6 社協増		



基本目標1 地域福祉の基盤強化

アクションプラン

3 地域福祉を進める福祉専門職を育成します

<現状と課題>

○現状・これまでの成果

- ・要援護者を個別に支援するソーシャルワークと地域全体の福祉力向上をアプローチするコミュニティワークを総合的にコーディネートする「コミュニティソーシャルワーカー」の育成を千葉県から受託しており、専門職を対象とした専門研修については、令和元年度末までに829人が修了しています。
- ・平成27年度に介護保険制度において創設された生活支援コーディネーター(住民主体の助け合い活動や多様な生活支援サービスの展開を通じて地域づくりに取り組む職員)の養成を千葉県から受託しており、令和元年度末で547人が修了しています。
- ・国は社会福祉法を改正し、地域での「総合的な相談支援体制づくり」を実現するための中心 的な役割を担う「相談支援包括化推進員」を各市町村へ配置することを推進しています。

○課題

- ・コミュニティソーシャルワーカー専門研修の修了者に関しては修了後の活躍の場が明確に なっていません。
- ・千葉県新地域支援事業推進協議会の調査(令和元年10月時点)によると、県内市町村における第1層(市町村区域)の生活支援コーディネーターの配置率は94%(全国93.4%)ですが、第2層(中学校区域)の配置率は65.3%(全国80.5%)となっており、配置を進める必要があります。

<目指すべき方向性・ビジョン>

○コミュニティソーシャルワーカーの育成

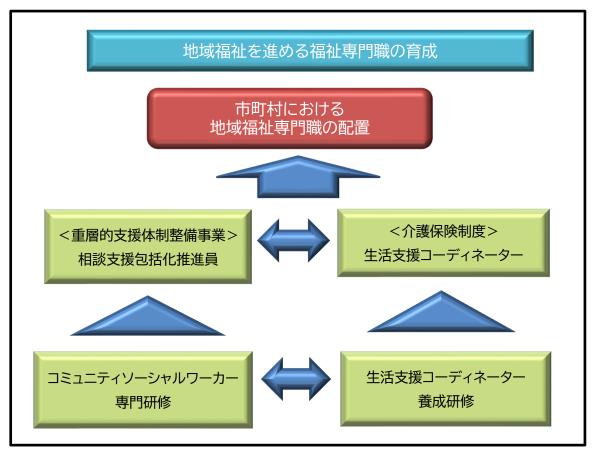
「相談支援包括化推進員」をはじめ、地域福祉を推進する役割を担う専門職としての資質を持つ人材を育成するため、コミュニティソーシャルワーカー専門研修を実施します。

○生活支援コーディネーターの育成

第2層の生活支援コーディネーターの配置率が向上するよう、継続的に生活支援コーディネーターの育成を推進します。

- ○コミュニティソーシャルワーカー及び生活支援コーディネーターを養成するとともに、ス キルアップを図ることにより、相談支援包括化推進員や生活支援コーディネーターとして 配置される職員のレベルアップを図ります。
- ○福祉専門職の育成を通じて、相談支援包括化推進員や生活支援コーディネーターの適正な 配置を促進します。

<年次計画(指標)と3年間の成果>							
取組項目・成果指標	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3年間の 成果		
コミュニティソーシャル ワーカー専門研修の実施 (修了者数)	40人 (修了者累 計869人)	80人	80人	80人	240 人増		
生活支援コーディネーター 養成研修の実施(修了者数)	80人 (修了者累 計627人)	80人	80人	80人	240 人増		



基本目標1 地域福祉の基盤強化

アクションプラン

4 地域共生社会を支える人材のすそ野を広げます

<現状と課題>

○現状・これまでの成果

- ・福祉教育を推進するため、平成19年度からは小・中・高校の福祉教員推進指定校と地区社 協等の福祉教育推進団体とを一括指定する「パッケージ指定方式」を導入し、学校と地域が 一体となった、発達段階に応じた福祉教育を進めています。
- ・大学生等のボランティア・社会貢献活動を推進するため、平成24年度からセミナーを開催 し、延べ460人の大学生等が参加しています。また、平成26年度からは大学生自身による 実行委員会方式で企画・運営を実施しています。
- ・地域活動のリーダーを対象としてコミュニティソーシャルワーカー基礎研修を実施し、平成 20年度から令和元年度末までに43市町村社協で開催しています。
- ・高齢者が生きがいを持って地域活動へ参加できるよう、地域活動やボランティア活動の魅力 を伝える説明会等を各地で行っています。

○課題

- ・福祉教育の推進について、パッケージ指定を受けていない学校・団体への発達段階に応じた 福祉教育の内容や地域の福祉的課題を題材にした進め方等の提案が不十分となっています。
- ・また、パッケージ指定を終えた後の学校・団体への支援が十分行えていません。

<目指すべき方向性・ビジョン>

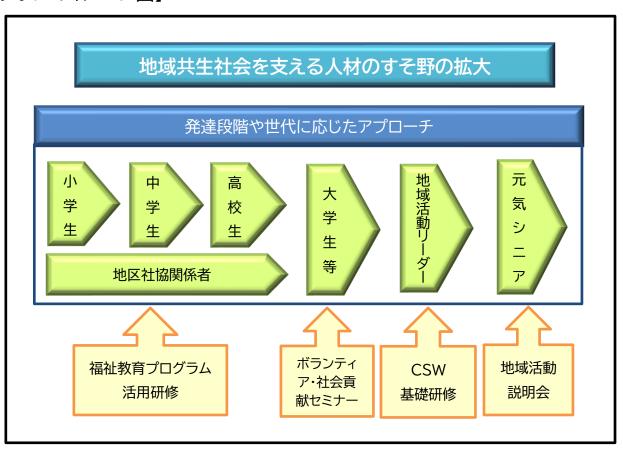
○福祉教育の推進方策の検討

福祉教育の取り組みを広げるため、福祉教育プログラム集「障害編」を活用した研修を実施します。

- ○大学生等のボランティア・社会貢献活動の推進
 - 大学生自身による実行委員会方式でセミナーを実施し、大学生による社会貢献活動への参加を促進します。
- ○地域福祉活動のリーダー等の育成
 - コミュニティソーシャルワーカー基礎研修を活用し、地域活動のリーダーを養成します。
- ○元気高齢者の地域活動の推進
 - 市町村社協等と連携して地域活動やボランティアの魅力を伝える説明会等を開催し、元気 高齢者の地域活動への関心を高め、活動を推進します。

- ○福祉教育プログラム集「障害編」を活用した研修や、発達段階に応じた福祉教育を通じて、 地域共生社会への理解を深め、地域福祉に関心を持つ住民を増やします。
- ○大学生や元気高齢者に対して地域活動へのきっかけの場を提供することにより、地域活動者を増やします。

<年次計画(指標)と3年間の成果>							
取組項目・成果指標	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3年間の 成果		
福祉教育プログラム集「障害編」を活用した研修会の実施 (参加者数)	アクセス数 40人	40人	40人	40人	120 人増		
大学生等のボランティア・社 会貢献セミナーの実施(参加 者数)	50人	50人	50人	50人	150 人増		
コミュニティソーシャルワー カー基礎研修の実施(参加者数)	50人 参加者累計 2,547人)	150人	150人	150人	450 人増		
高齢者に対する地域活動等説 明会の開催(参加者数)	コロナの影 響で中止 (R1は 378人)	120人	120人	120人	360 人増		



基本目標2 生活支援・権利擁護機能の強化

アクションプラン

5 生活福祉資金貸付事業の機能を強化します

<現状と課題>

○現状・これまでの成果

- ・生活福祉資金貸付制度は、福祉資金、総合支援資金など4つの種類があり、年間平均で約 2,000件の貸付を実施しており、貸付中の債権は19,000件に上っています。
- ・相談者に対しては、自立支援に向けた適切な相談対応が必要なことから、市町村社協の貸付 担当職員及び相談員の資質向上のための研修を継続的に実施しています。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が減少・失業した世帯に対する緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付(以下「コロナ特例」)を令和2年3月25日から実施し、令和2年10月末時点の貸付件数が約48,000件と年間平均の24倍の状況です。

○課題

- ・市町村社協によって貸付相談の対応に差異が生じており、平準化を図る必要があります。
- ・生活福祉資金の利用者は複合的な生活課題を抱える人が多く、償還が困難な場合には償還免 除等の救済措置を講じていますが、それでも借受人の6割以上が滞納となっています。
- ・長期滞納ケースについては、生活相談会での面接、督促状の送付、少額訴訟等により解消に 努めていますが、音信不通や行方不明もケースも多く、整理に時間を要しています。
- ・コロナ特例は大半の貸付が令和3年4月以降に償還開始となりますが、貸付件数がこれまでにない膨大な数となっていることから、今後、国から示される償還免除要件や手続き方法等に基づいて適切に債権管理を進めていくことが重要です。
- ・大規模災害発生時には生活福祉資金「特例貸付」が実施される場合がありますが、通常の貸付基準とは異なることから、過去の事例をもとに特例貸付用の運営マニュアルを整備しておく必要があります。

<目指すべき方向性・ビジョン>

○貸付相談対応の平準化

市町村社協の貸付担当職員及び相談員に対する継続した研修を実施してスキルアップを図るとともに、市町村社協間で対応に差異が生じないよう相談対応の平準化を図ります。

○債権管理の強化

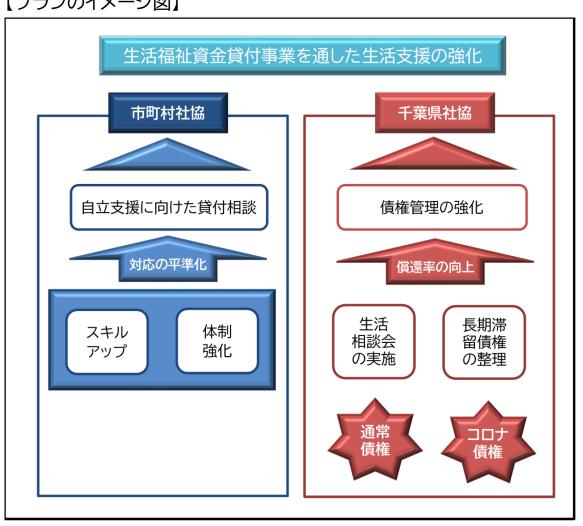
滞納者に対する相談支援及び償還指導を強化します。また、償還困難世帯に対する償還免除等の救済措置及び長期滞納世帯に対する訴訟対応等行うことで償還率の向上に努めます。 さらに、膨大な債権管理を行うことから、国・県に対して本会及び市町村社協の人員体制の強化を求めていきます。

○特例貸付運営マニュアルの作成

大規模災害時等の特例貸付運営マニュアルを整備し、非常時に特例貸付が円滑に実施できるよう準備します。

- ○市町村社協の貸付担当職員・相談員のスキルアップを図るとともに、窓口による対応の差異をなくし、支援が必要な人に対して適切に対応できる体制を構築します。
- ○督促と免除の両面で債権管理の取組みを強化し、償還率の向上に努めます。
- ○コロナ特例に係る債権管理を適切に実施します。

<年次計画(指標)と3年間の成果>								
取組項目・成果指標	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3年間の 成果			
長期滞納件数の整理 (整理件数)	5 件程度	50件	50件	50件	150 件整理			
担当職員・相談員向け 研修会の実施(実施回	コロナの影	2回	2回	2回	6 回実施			
数/参加者数)	響で中止	120人	120人	120人	360 人参加			
借受世帯に対する生活 相談会の実施	コロナの影 響で中止	18 社協	18 社協	18 社協	54 社協で 実施			
新特例貸付運営マニュアルの整備	検討	整備			必要に応じ て見直し			



基本目標2 生活支援・権利擁護機能の強化

アクションプラン

6 総合的な権利擁護体制の構築に向けた取組みを強化します

<現状と課題>

○現状・これまでの成果

- ・日常生活自立支援事業は、平成27年度から全市町村社協実施体制を実現できたことで利用者数は急激に増加しており、実利用者数は全国でも上位となっています。
- ・法人後見立ち上げ支援事業の成果として、法人後見実施社協は22市社協まで増加しています。また、社協関与型市民後見人の受任件数は30件を超え、徐々に増加を続けています(令和2年10月時点)。
- ・令和2年度から千葉県委託事業として、千葉県成年後見制度利用促進会議の運営、地域連携ネットワークおよび中核機関の設置促進研修会、成年後見制度利用促進体制整備に向けたアドバイザーの派遣を実施しています。

○課題

- ・市町村社協が日常生活自立支援事業に取り組むために必要な予算確保ができておらず、利用 者数の増加に応じた実施体制の強化が必要です。
- ・国の成年後見制度利用促進基本計画では、2021 年度中に全市町村での体制整備を目指していますが、千葉県内の中核機関の整備状況は10市町程度であり、伸び悩みの状況が続いています(令和2年10月時点)。
- ・成年後見人等の選任状況については、親族以外の第三者(弁護士、司法書士、社会福祉士等) が選任されるケースが全体の 8 割程度となっており、新たな担い手の確保が課題となって います。

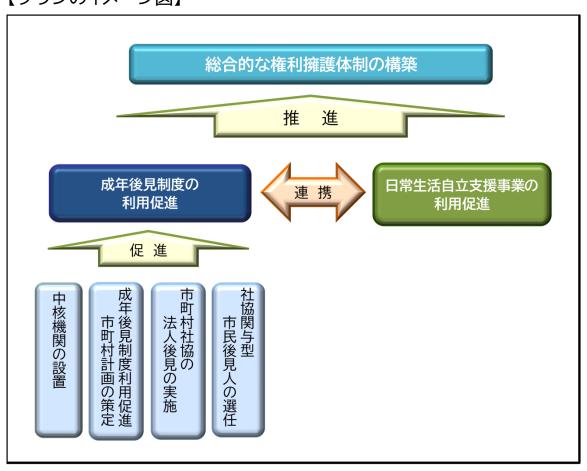
<目指すべき方向性・ビジョン>

- ○日常生活自立支援事業運営体制の強化 日常生活自立支援事業のさらなる利用促進と併せて、同事業に係る適正な予算の確保に取 り組みます。
- ○成年後見制度利用促進のための体制整備 成年後見制度の円滑な利用を促進するため、全市町村における地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置、成年後見制度利用促進市町村計画の策定を目指します。
- ○日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携促進による総合的な権利擁護体制の構築 判断能力が低下した人の総合的な権利擁護体制を構築するため、日常生活自立支援事業と 成年後見制度が一体的に展開されるよう支援します。

また、成年後見制度利用促進の受け皿として、市町村社協による法人後見及び成年後見受任件数の増加、社協関与型市民後見人の育成を推進します。

- ○地域連携ネットワークを構築する市町村数を増やします。
- ○成年後見制度と日常生活自立支援事業の連携を強化し、判断能力が低下した人への総合的 な権利擁護体制を構築します。

<年次計画(指標)と3年間の成果>								
取組項目・成果指標	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3年間の 成果			
日常生活自立支援事業の利用 促進(実利用者数)	1,610人	1,710人	1,800人	1,900人	290 人増			
地域連携ネットワーク構築に 向けた取組支援(構築済み市 町村数)	10 市町	15 市町村	20 市町村	30 市町村	20 市町村増			
成年後見制度利用促進市町村 計画の策定促進(策定済み市 町村数)	13 市町	16 市町村	18 市町村	20 市町村	7 市町村増			
法人後見実施社協の取組支援	22 社協	23 社協	24 社協	25 社協	3 社協増			
(実施社協数/受任件数)	340 件	350 件	360 件	370 件	30 件増			
社協関与型市民後見人の選任 促進(選任者数)	40 人	50 人	60 人	70 人	30 人増			



基本目標2 生活支援・権利擁護機能の強化

アクションプラン

′福祉サービス事業者における苦情解決体制の強化を支援 します

<現状と課題>

○現状・これまでの成果

- ・福祉サービスに係る苦情解決の仕組みは、事業者による苦情解決体制に加え、運営適正化 委員会が第三者的な機関として専門的見地から苦情解決を行う仕組みになっています。
- ・委員会が対応した苦情受付件数は毎年全国的にも上位となっており、令和元年度は 299 件 の苦情相談に対応しています。
- ・事業者による円滑な苦情解決を推進するため「福祉サービス苦情解決研修会」を継続的に 開催しており、令和元年度は5回開催し854人が受講しました。

○課題

- ・事業者による苦情解決体制について、苦情解決責任者や苦情受付担当者の設置率は約9割となっているのに対し、第三者委員は6割に留まっています。
- ・事業者に相談しても納得できず委員会に相談するケースも多いことから、事業者段階での体制整備に加え、権利擁護の意識や相談対応のスキルを向上する必要があります。

<目指すべき方向性・ビジョン>

○事業者による苦情解決体制の強化

事業者への巡回サポートや研修会等を通して苦情解決体制の構築を促進するとともに、 苦情解決機能の充実・強化を支援します。

○福祉サービス利用者の権利擁護と質の向上

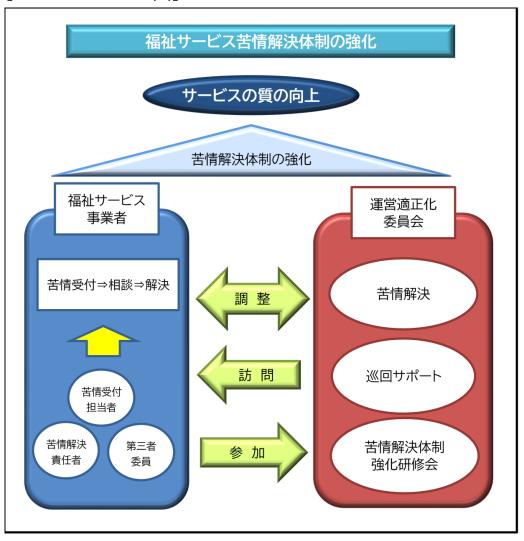
研修会等を通して苦情解決による利用者の権利擁護の考え方の理解を促進し、福祉サービスの質の向上につながるよう支援します。

<3年間の取組みを通じて実現を目指す成果(到達点・ゴール)>

- ○研修や巡回サポートを通じて事業者による苦情解決体制の構築をさらに進めます。
- ○事業者により適切に苦情解決が図られることによって質の高いサービスが提供されること を目指します。

<次期計画(指標)と3年間の成果>

取組項目・成果指標	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3年間の 成果
事業者への巡回(訪問) サポートの実施	3 か所 (調整中)	4か所	5 か所	6 か所	15 か所訪問
苦情解決体制強化研修会 の実施(実施回数/参加	年5回	年5回	年6回	年 7 回 (分野別)	18 回開催
者数)	854 人 (R1 年度)	700 人	700 人	700 人	2, 100 人 参加



基本目標3 大規模災害に備えた基盤強化

アクションプラン

8 災害ボランティアセンターの基盤整備を推進します

<現状と課題>

○現状・これまでの成果

- ・平成 29 年度に千葉県災害ボランティアセンター運営マニュアルを作成するとともに、立ち上げ訓練を継続的に実施しています。
- ・42 社協では災害ボランティアセンター運営訓練を実施しており、本会職員も訓練に参加して支援しています。また、35 社協で災害ボランティアセンター運営マニュアルが整備済みとなっています(令和2年4月時点)。
- ・本県は、令和元年 9~10 月にかけて令和元年房総半島台風等 3 つの大規模災害に相次いで襲われ、本会は千葉県災害ボランティアセンターを運営するとともに、県内社協の半数にあたる 27 社協が災害ボランティアセンター等を運営しました。市町災害ボランティアセンターで活動したボランティアは延べ 34,000 人、処理した活動件数は 18,000 件に上ります。
- ・全国社会福祉協議会をはじめ、全国の社協からの粘り強い要望により、令和2年8月から災害ボランティアセンターの運営に係る人件費及び旅費の国庫負担が実現しました。

○課題

- ・令和元年の台風等の経験を踏まえ「千葉県災害ボランティアセンター運営マニュアル」の見 直しが必要です。
- ・千葉県災害ボランティアセンター運営及び市町村災害ボランティアセンターの立ち上げ支援を行うスタッフの育成が必要です。
- ・全ての市町村社協で災害ボランティアセンターの運営訓練を実施するとともに、災害ボランティアセンター運営マニュアルの作成・見直しが必要です。

<目指すべき方向性・ビジョン>

○千葉県災害ボランティアセンター機能強化

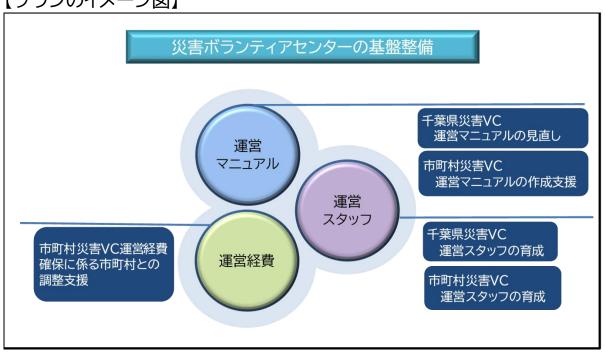
千葉県災害ボランティアセンター運営マニュアルを見直すとともに、運営スタッフの継続 的な育成研修を行います。

○市町村災害ボランティアセンターの基盤整備

災害ボランティアセンター運営マニュアルの整備並びに運営訓練の実施を促進します。また、災害ボランティアセンターを運営する際に円滑に国庫負担の運営経費を確保できるよう 当該市町村との調整を支援します。

- ○県域及び市町村域災害ボランティアセンターの運営者の育成による資質の向上及びマニュ アルの整備により、災害時に迅速に対応できる体制を構築します。
- ○市町村社協が災害ボランティアセンターの運営経費等に不安を感じることなく、災害発生 時に円滑に運営できる基盤を整えます。

<年次計画(指標)と3年間の成果>							
取組項目・成果指標	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3年間の 成果		
千葉県災害ボランティアセン ター運営マニュアルの見直し	見直し	作成	_		適宜 見直し		
千葉県災害ボランティアセン ター運営スタッフの育成 (研修参加者数)	30 人	30 人	30 人	30 人	90 人増		
市町村災害ボランティアセン ター運営マニュアル作成支援 (マニュアル作成社協数)	35 社協	36 社協	37 社協	38 社協	3 社協増		
市町村災害ボランティアセン ター運営スタッフの育成 (研修参加者数)	30 人	30 人	30 人	30 人	90 人増		
市町村災害ボランティアセン ターの運営経費確保に係る当 該市町村との調整支援 (調整済み社協数)	準備	54	_		全ての社 協で調整 済み		



基本目標3 大規模災害に備えた基盤強化

アクションプラン

9 千葉県災害福祉支援ネットワークの基盤整備を進めます

<現状と課題>

○現状・これまでの成果

- ・令和2年7月に千葉県と本会が共同事務局を担う「千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会」(22団体加入)が設置されました。また、千葉県及び福祉関係14団体との間で「千葉県災害福祉支援チーム(以下、DWAT)の派遣に関する基本協定」を締結しました。
- ・令和2年10月から、DWATのチーム員になるための登録時研修を開始しており、2年度内に150人程度のチーム員登録を行う見込みです。

○課題

・今後、DWATの派遣に備え、活動マニュアルの作成、チームリーダーや先遣チーム養成の ためのスキルアップ研修、図上訓練等を進める必要があります。

<目指すべき方向性・ビジョン>

○千葉県災害福祉支援ネットワークの基盤整備

千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会事務局として、DWATチーム員に対する継続的な研修や訓練を実施するとともに、DWATの体制整備や広報啓発を行います。

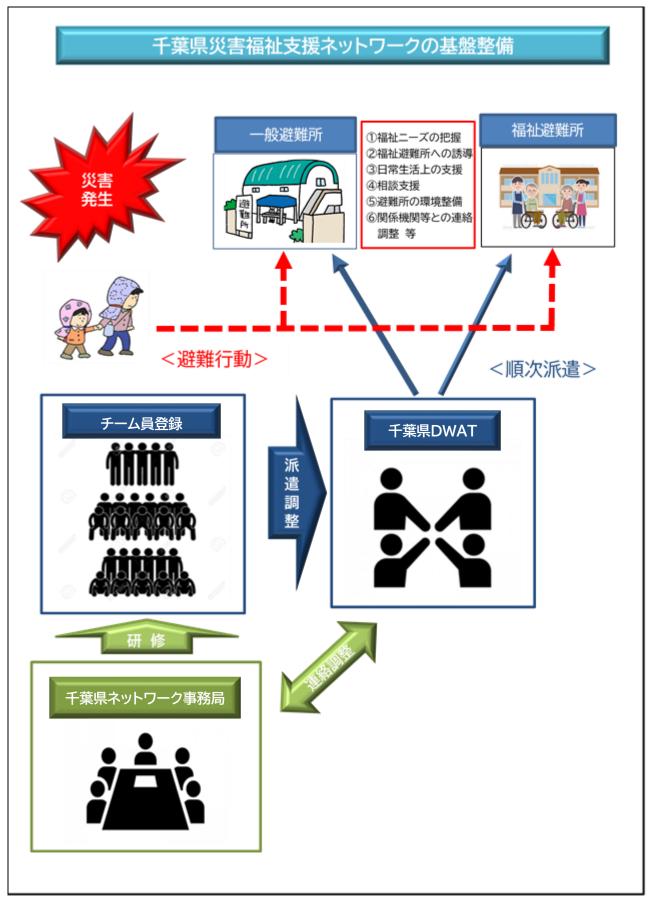
また、大規模災害発生時には、DWAT派遣に関する調整を行います。

<3年間の取組みを通じて実現を目指す成果(到達点・ゴール)>

- ○大規模災害発生時に迅速に対応ができるよう、DWATチーム員 600 人 (総計 750 人程度) の登録を進めます。
- ○登録時研修に加え、スキルアップ研修や図上訓練などを継続的に行うことにより、チーム員 の資質の向上を図り、災害発生時に対応できる体制を構築します。

<年次計画(指標)と3年間の成果>

取組項目・成果指標	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3年間の 成果
新DWATチーム員の登録時 研修の実施(修了者数)	150 人	250 人	250 人	100 人	600 人増
新DWATチーム員に対する スキルアップ研修(先遣チームやリーダー養成等)の実施 (参加者数)	50 人	50 人	50 人	50 人	150 人増



基本目標4 福祉サービス事業者への支援

アクションプラン

10 福祉サービス事業者への支援を強化します

<現状と課題>

- ○現状・これまでの成果
- ・社会福祉施設経営指導事業として、法律・労務・会計の専門家による経営相談を月2回ずつ 実施しており、年間約140件の相談があります。
- ・社会福祉法人の責務として位置づけられている「地域における公益的な取組」の積極的な実施について、研修会等を通して周知しています。
- ・千葉県社会福祉法人経営者協議会(以下、県経営協)による「地域における公益的な取組」 としては、「公益事業検討プロジェクト」において県内4ブロックで法人間連携によるモデル事業を実施しているほか、「災害福祉支援プロジェクト」では災害時の会員法人間連携による助け合いの仕組み「オールちばとも災害支援チーム(仮称)」の設置に向けた検討を進めています。

○課題

- 経営相談については、社会福祉法人以外の事業者からの相談は1割程度に留まっています。
- ・「地域における公益的な取組」について、千葉県内の社会福祉法人の現況報告者への記載率は49%であり、全国平均の59%を大きく下回っています。(平成31年4月1日時点/福祉 医療機構調べ)
- ・県経営協が取り組む「若者チャレンジ支援デュアル・システム」はこれまでの利用者が5人、 賛同法人が37法人に留まっている状況です。

<目指すべき方向性・ビジョン>

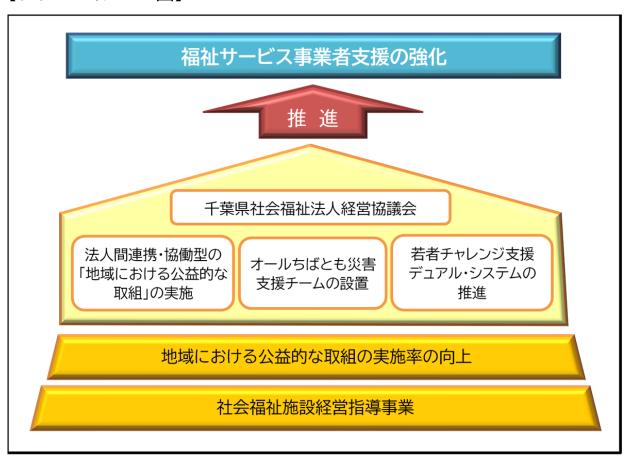
○社会福祉施設経営指導事業の幅広い周知及び相談機能の強化

経営指導事業の活用について、社会福祉法人以外の事業所にも積極的に活用するよう周知するとともに、来所できない事業者にはメール等を活用した相談方法の拡大を図ります。

- ○社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の支援
 - 「地域における公益的な取組」の実施を促進するため、事例集を作成して啓発を行います。
- ○県経営協の取組みに対する支援
 - ・モデル事業の結果を踏まえ、連携・協働型の「地域における公益的な取組」を全県的に広げます。
 - ・「オールちばとも災害支援チーム(仮称)」設置に向けた研修や訓練、資機材等の整備を 行います。
 - ・「若者チャレンジ支援・デュアルシステム」については、利用対象者の拡大(外国人留学生、大学生)、奨学支援金の金額や支援期間の見直し、対象となる養成校の拡大(社会福祉養成校)など、利用者のニーズに添った制度の見直しを進めます。

- ○経営相談については、メールによる相談受付を行う等により活用の促進を図ります。
- ○「地域における公益的な取組」については、現況報告書の記載率を全国平均並みに引き上げるとともに、法人間連携・協働型の活動に取り組む法人を増やします。
- ○「オールちばとも災害支援チーム(仮称)」については、9ブロックでチームを設置します。
- ○若者チャレンジ支援デュアル・システムについては、より利用者のニーズに添うよう制度の 見直しを図り、利用者を増やします。

<年次計画(指標)と3年間の成果>								
取り組み内容・事業名	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3年間の 成果			
社会福祉施設経営相談事業 (相談件数)	140 件	150 件	160 件	170 件	30 件増			
「地域における公益的な取 組」の現況報告書への記載率	49%	52%	55%	58%	9%増			
新法人間連携・協働型の「地域 における公益的な取組」の実 施(実施法人数)	5 法人	10 法人	15 法人	20 法人	15 法人 増			
新「オールちばとも災害支援 チーム(仮称)」の設置	検討中	9チーム			9 チーム 設置			
若者チャレンジ支援デュア ル・システム (利用者数)	累計 5人	3 人	3 人	3 人	9 人増			



基本目標5 福祉人材の確保・定着及び育成への取組強化

アクションプラン

┃ 11 福祉人材の確保・定着を支援します

<現状と課題>

- ○現状・これまでの成果
- ・福祉人材センターや保育士・保育所支援センターにおいて福祉の仕事の魅力発信を行いなが ら、人材バンク事業や就職フェア・就職フェスタ(保育)、各種就職支援セミナー等を実施 してきたところですが、求職登録者数や紹介就職者数は伸び悩んでいる状況です。
- ○課題
- ・このため、情報発信等を強化することによって、各センターの周知と求職登録者や事業参加 者の増員を図るとともに、丁寧かつ継続的な相談による就職への後押しが重要です。

<目指すべき方向性・ビジョン>

○情報 (魅力) 発信の強化

福祉の仕事の魅力・やりがい、求人事業所等に関する情報、各センターが開催するセミナーや修学資金貸付制度等に関する情報を広く県民に届け、より多くの方に活用してもらうための周知・広報を強化するため、情報の受け手に合わせてHPやSNSのほか様々なツールを取り入れていくとともに、広報内容についても精査・拡充を図っていきます。

○就職を後押しする魅力的な就職支援事業の実施

福祉の仕事に興味・関心のある方に参加してもらい就職につなげる就職フェア・就職フェスタや各種セミナー等の開催に工夫を凝らしていくほか、福祉の仕事の魅力を感じられる体験事業や見学会等の実施を通じて新たな担い手を確保していきます。

また、介護福祉士や保育士等の潜在有資格者の就業を支援する情報提供やセミナーの開催など就業支援事業を企画・開催していきます。

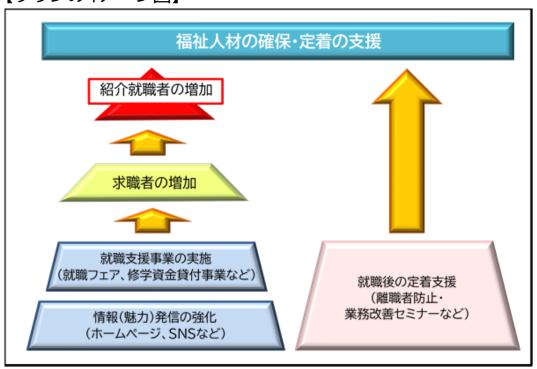
○求職登録者や各事業参加者への丁寧かつ継続的なフォローによる就職支援 求職登録者や各実施事業の参加者に対し、各センターから積極的なアプローチを行い、 個々の就職希望者に応じた丁寧な相談対応を継続的に実施しながら、就職の支援を強化し ていきます。

○就職後の確実な定着支援

就職した福祉人材が職場に定着し、継続的に福祉の現場を支えていけるよう、離職防止・ 定着セミナー(新任職員向け・中堅管理者向けに実施)の開催やこころの相談など、必要な 職場定着サポートを拡充していきます。

- ○福祉・介護の現場を支える人材の確保を支援するため、情報発信の強化や各種事業の開催等 による求職登録者数を増やします。
- ○就職支援の強化等の取り組みにより、紹介就職者数の着実な増加を図ります。

<年次計画(指標)と3年間の成果>						
取組項目・成果指標	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3 年間の 成果	
紹介就職者数の増加 (うちカッコ内は保育士数)	90 人	110 人	120 人	130 人	360 人就職	
	(54人)	(60人)	(65 人)	(70人)	(195人)	
求職登録者数の増加	1,000人	1,100人	1,200人	1,300人	300 人増	
(うちカッコ内は保育士数)	(150人)	(180人)	(210人)	(240 人)	(90人)	
修学資金貸付制度等の利用						
拡大(貸付制度利用者の就労	140 人	180 人	210 人	220 人	610 人就労	
者数)						
福祉のしごと就職フェアの	5 回開催	440	400 [F00 I	1,440人	
開催(参加者数)	400 人	440 人	480 人	520 人	参加	
保育のしごと就職フェスタの	2 回開催	160 人	180 人	200 人	540 人	
開催(参加者数)	140 人	160 人	180 人	200 人	参加	
離職介護福祉士の求職登録者 数	240 人	290 人	340 人	400 人	160 人増	
離職介護福祉士の就職者数	7人	10 人	15 人	25 人	50 人就職	
潜在保育士への就職支援セミナーの開催(参加者数)	90 人	120 人	150 人	180 人	450 人参加	
離職防止・業務改善セミナー の拡充<新任向け・中堅管理 者向け>(参加者数)	3 回開催 55 人	80 人	100 人	120 人	300 人参加	



基本目標5 福祉人材の確保・定着及び育成への取組強化

アクションプラン

┃ 1 2 外国人介護人材の確保・定着を支援します

<現状と課題>

○現状・これまでの成果

- ・福祉職場の人材不足が深刻化する中、外国人介護人材の受入れに関する支援ニーズが高まっており、令和元年7月1日に県からの委託のもと「外国人介護人材支援センター」を開設し、相談対応や各種セミナーの開催など行っているところです。
- ・外国人介護人材の確保・定着を進めるため、外国人介護職員の円滑な受入れや職場環境整備 を支援するセミナー等を企画・開催しています。

○課題

・センター及び各開催事業に関する周知がより一層必要となっています。

<目指すべき方向性・ビジョン>

○外国人介護人材の確保・定着を促進する取り組みの充実

留学生に介護の魅力を伝えるとともに、外国人介護職員のネットワークを広げる交流会の開催のほか、介護の仕事や日本での生活など様々な悩みに寄り添った相談対応等の取組を充実させることにより、外国人介護人材の確保・定着を推進していきます。

○外国人介護人材を受け入れる事業者に向けた支援の充実

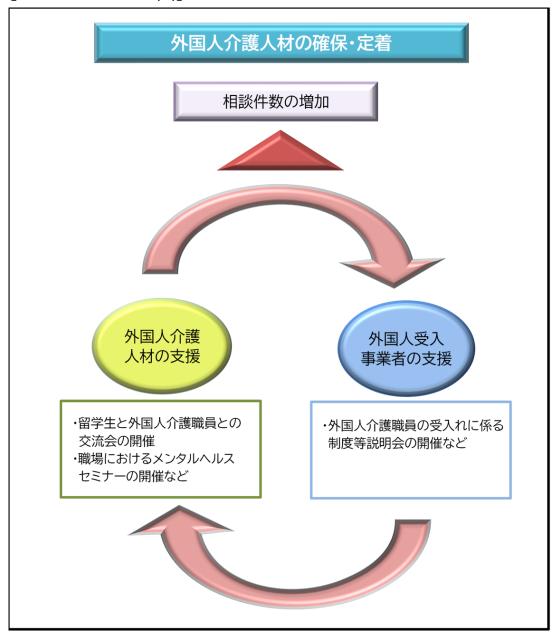
外国人介護職員の受入制度や介護現場における職場環境整備等に関するセミナーを実施 することにより、外国人介護職員の受入れを進める事業者を支援していきます。

<3年間の取組みを通じて実現を目指す成果(到達点・ゴール)>

○外国人介護職員等に係る相談対応や各種セミナーによる働きやすい職場環境づくり等の取組を通じて、介護現場で活躍する外国人介護職員の増加を支援することにより、介護分野における人材の確保・定着に貢献します。

<年次計画(指標)と3年間の成果>

取組項目・成果指標	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3年間の 成果
介護を目指す留学生や外国人 介護職員等への相談対応(ベ トナム語・英語対応)の実施 (相談件数)	112 件	130 件	150 件	170 件	450 件 相談
留学生と外国人介護職員の交 流会(参加者数)	35 人	40 人	45 人	50 人	135 人 参加
職場におけるメンタルヘルス に関するセミナーの開催 (参加者数)	30 人	35 人	40 人	45 人	120 人 参加
外国人介護人材受入に係る制 度等説明会の開催(参加者数)	80 人	90 人	100 人	100 人	290 人 参加



基本目標 5 福祉人材の確保・定着及び育成への取組強化

アクションプラン

13 福祉人材の育成機能を強化します

<現状と課題>

○現状・これまでの成果

- ・社会福祉研修センターでは、階層別・職種別・専門別に、体系的なプログラムを組んで研修 を実施しています。
- ・研修実績としては、例年、県委託研修(社会福祉行政職員等対象)が18課程で約1,800人、本会独自研修(社会福祉施設等職員対象)70課程で約3,000人の受講者数となっていましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で独自研修の開催が困難になっています。
- ・研修の案内及び申請を行う研修システムの登録数は約3,100件となっています。

○課題

- ・研修のテーマや講師については、現場のニーズに即した内容となっているかを検証する必要 があります。
- ・福祉事業所の多くで深刻な職員不足が続いている中では、集合型の研修のみで参加者を確保 することが困難になっており、オンライン等による開催方法に取り組む必要があります。

<目指すべき方向性・ビジョン>

- ○キャリア形成支援を目的とした研修プログラムの充実 外部有識者による研修運営委員会(仮称)を設置し、キャリア形成に資するとともに、現 場のニーズに即した研修プログラムを作成します。
- ○参加しやすい研修形態の実施 研修システム登録数を増やすとともに、オンライン等を活用した新たな形態の研修を実施 します。

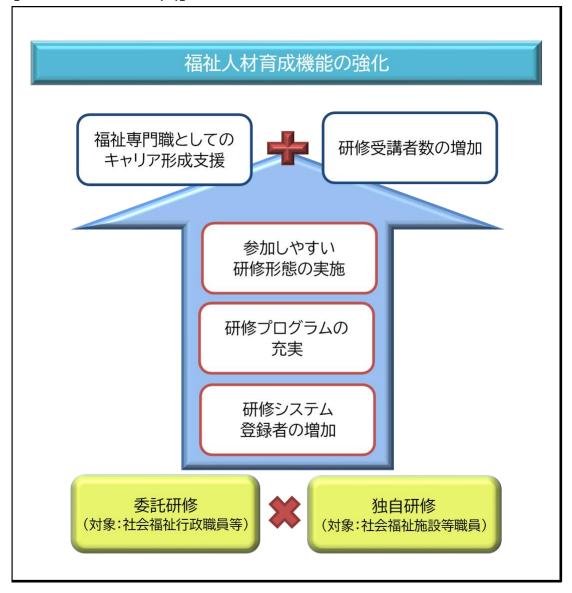
<3年間の取組みを通じて実現を目指す成果(到達点・ゴール)>

- ○体系的で、現場や社会的な変化、ニーズに合った研修プログラムを構築、実施します。
- ○研修の開催形態について、受講者が参加しやすいよう、集合型研修やオンライン研修など多様なものとすることにより研修受講者を増やします。

<年次計画(指標)と3年間の成果>

取組項目・成果指標	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3年間の 成果
研修受講者数 (年間受講者数)	4,856 人 (R1 実績)	5,000人	5, 200 人	5, 400 人	550 人増
新たな形態での研修の実施 (実施回数)	1回	2回	5回	10回	17 回実施
研修システム登録数	3, 131 件	3,300件	3,500件	3,700件	600 件増

【プランのイメージ図】



基本目標6 透明性の高い法人運営と経営基盤の確立

アクションプラン

14 信頼性と透明性の高い法人運営と働き続けられる職場づくりに努めます

<現状と課題>

○現状・これまでの成果

- ・本会ホームページにおける運営情報の積極的な公開、会計専門家による財務状況の外部評価 (年1回)及び内部監査(年4回)を定期的に実施し、内部管理体制の強化に努めています。
- ・事業の進行管理や評価等については、理事会・評議員会に加え、外部有識者で構成する政策 調整委員会において定期的に検証し、助言等を受ける仕組みを作っています。
- ・県民や福祉関係者等に対する情報発信については、ホームページ、SNS、広報紙「福祉ちば」を中心に発信し、本会事業の「見える化」に取り組んでいます。

○課題

- ・働き方改革への対応については、社会保険労務士の助言を受けながら対応しています。しか しながら、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け実施された生活 福祉資金特例貸付の膨大な貸付申請に対応するため派遣社員を積極的に配置しましたが、 それでも、時間外労働が増加しています。
- 「地域における公益的な取組」については、現在の取組みに留まらず、新たなメニューを検 討する必要があります。
- ・本会には、交通遺児援護基金等4つの基金があり、運用益を利用して目的に沿った助成事業等を行っていますが、助成規模が小さく、応募件数が少なくなっています。
- ・令和元年房総半島台風等の経験を踏まえ、本会災害対応マニュアルの見直しとBCP(事業継続計画)の策定を行う必要があります。

<目指すべき方向性・ビジョン>

○ガバナンスの強化

本会ホームページを活用した経営情報の積極的な公開、会計・労務等の外部専門家による評価や助言等に基づいて適正な法人運営に取り組みます。

- ○情報提供機能の充実・強化
 - 災害時等を含め必要な情報を今まで以上にスピード感をもってわかりやすく発信します。
- ○事業の適切な進行管理

理事会・評議員会に加え、政策調整委員会を通じて本会事業やアクションプランの進行管理を行うとともに、事業の充実・強化に取り組みます。

- ○「地域における公益的な取組」の充実・強化 地域共生社会の実現に向けてさらに貢献できる新たなメニューを検討し、強化を図ります。
- ○各種基金の活用強化

助成事業の種類や助成金額等も含めて検討し、より地域社会の課題解決に資する助成が行えるよう見直しを行います。

- ○働き続けられる職場づくりの推進
 - 働き方改革に適切に取り組み、長時間労働の是正や年次有給休暇の確実な取得を促進します。
- ○災害対応マニュアルの見直し並びにBCP (事業継続計画)の策定 本会災害対応マニュアルを見直すとともに、BCPの策定に取り組みます。

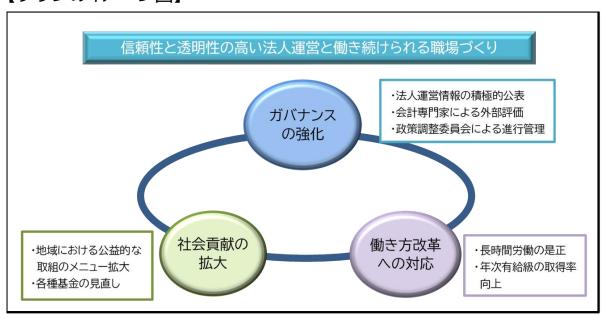
<3年間の取組みを通じて実現を目指す成果(到達点・ゴール)>

- ○働き方改革への対応を通じて、長時間労働の是正や年次有給休暇の確実な取得を促進し、働きやすい職場環境を実現します。
- ○災害対応マニュアルの見直しを通じて県社協としての災害対応力を高めるとともに、大規模災害等が発生した際、事業運営を継続できるようBCPの策定により準備します。

<年次計画(指標)と3年間の成果>

取組項目・成果指標	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3 年間の 成果
会計専門家による外部評価及 び内部監査の実施	5回	5回	5回	5回	15 回実施
政策調整委員会による事業の 進行管理(開催回数)	3回	4回	4回	4回	12 回開催
「地域における公益的な取		新規メニ	メニュー	メニュー	メニュー
組」の充実・強化		ュー検討	拡大	拡大	拡大
各種基金の見直し	検討	完 了	新基準で 実施	新基準で 実施	
新長時間労働の是正 (時間外労働時間の削減)	月平均 〇〇時間	5%削減	5%削減	5%削減	15%削減
新年次有給休暇の取得率の向 上 (職員一人当たりの平均取 得日数の増)	平均取得 日数 年〇〇日	1日増	1日増	1日増	3日増
新県社協災害対応マニュアル (平成24年3月作成)の改訂	検討	完成	訓練の 実施	訓練の 実施	災害対応 力の強化
新BCP (事業継続計画) の 策定	検討	完成			緊急時の 対応力強化

【プランのイメージ図】



基本目標6 透明性の高い法人運営と経営基盤の確立

アクションプラン

15 財政基盤を強化します

<現状と課題>

○現状・これまでの成果

- ・安定的な運営を行うため、国や県からの補助・委託事業を積極的に獲得するよう努めていま す。
- ・社協組織の基本となる会員制度については、DMやホームページの掲載等による働きかけに加え、令和元年房総半島台風等における災害ボランティアセンター活動に対する評価により、正会員・賛助会員が増加していることで、会費収入の増額に繋がっています。
- ・自主財源の確保については、各種研修会の実施による参加費収入をはじめ、全社協損害補償制度の広告料、ホームページにおけるバナー広告等により拡大に努めています。

○課題

- ・平成30年度から介護支援専門員の受験要件が改正されたことにより、受験者数と合格者数が大きく減少したことで、それに伴う受験料等の収入が大きく減少しています。
- ・令和2年度の社会福祉研修センターでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、委託研修以外の研修をほとんど開催できず参加費収入がほとんど見込めない状況となっています。

<目指すべき方向性・ビジョン>

○補助・委託事業の積極的な実施

引き続き国・県からの補助・委託事業を積極的に獲得するとともに、補助金等の適正な金額について県に対して要望していきます。

- ○正会員、賛助会員への加入促進
 - DMやホームページを活用して本会の取組みを積極的にPRし、正会員及び賛助会員の加入促進に取り組みます。
- ○各種研修事業による自主財源の確保・拡大
 - 各種研修事業については、集合型の研修に加え、オンライン等の新しい研修方法を導入することにより参加者数の増大につなげ、自主財源の確保・拡大を図ります。
- ○広告ツールを活用した自主財源の確保・拡大 バナー広告等の広告ツールを活用した自主財源の確保・拡大に取り組みます。

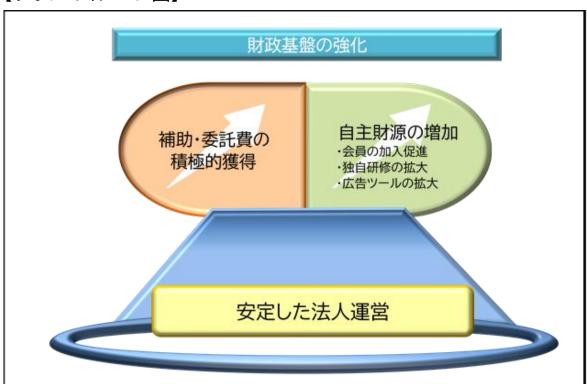
<3年間の取り組みを通じて実現を目指す成果(到達点・ゴール)>

○自主財源の獲得拡大を通じて、法人として安定した運営が継続できる状況を目指します。

<年次計画(指標)と3年間の成果>

取組項目・成果指標	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3年間の 成果
正会員の加入促進	1,466件	1,470件	1,475件	1,480件	14 件増
賛助会員の加入促進	8 4件	86件	90件	96件	12 件増
独自研修開催による自主財源 の確保・拡大(※R2年度はコロナの影響があるため R1年 度を基準にする)	法人への 繰入(R1 年度)350 万円	450 万円	550 万円	650 万円	1,650 万円繰入
広告ツールを活用した自主財 源の確保・拡大(バナー広告数)	4社	6社	8社	10社	6 社増

【プランのイメージ図】

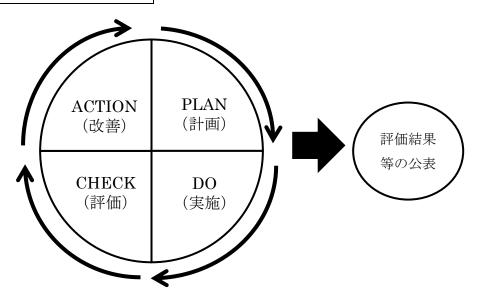


第5章 計画の進行管理と評価

1 進行管理の考え方

本プランを実現性の高い計画とするために、これまでの計画と同様にPDCAサイクルに加え、評価結果を公表することで、適切で透明性の高い進行管理を行っていきます。

PDCA サイクル+公表



2 進行管理・評価と公表の仕組み

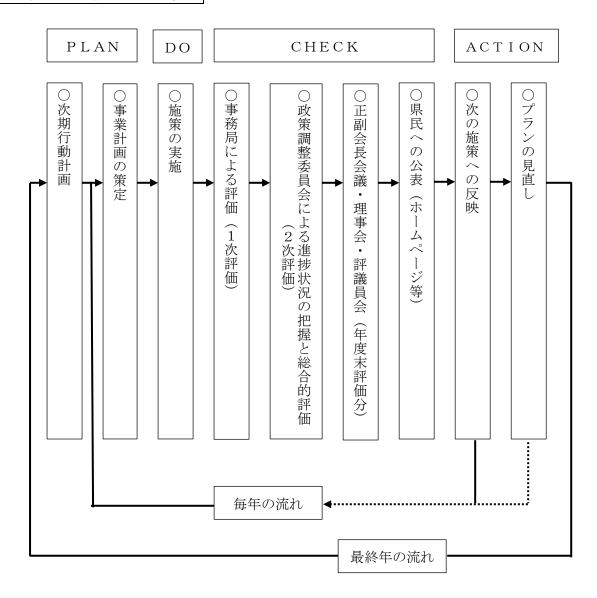
(1) 進行管理と評価

- ○毎年実施する事務局による評価結果(1次評価)を政策調整委員会に報告します。
- ○政策調整委員会は、進捗状況の把握と総合的な評価(2次評価)を行うとともに、課題や改善事項に関する意見や助言を行います。
- ○評価結果等は、正副会長会議→理事会・評議員会の承認を得て最終決定します。
- ○上記のプロセスの中で指摘を受けた課題や改善事項は、次年度の施策に反映させると ともに、必要に応じて本プランの見直しを行います。

(2) 公表

- ○本プランの進捗状況や評価結果等は、県社協ホームページなどの情報媒体を活用して 公表します。
- ○公表により、取組状況を多くの県民に理解していただくとともに、透明性の確保に努めます。
- ○また、県民から寄せられた意見等に対しては、適宜対応を図ります。

進行管理・評価と公表の仕組



参考資料

【用語解説】

○「コミュニティソーシャルワーク」、「コミュニティソーシャルワーカー」

コミュニティソーシャルワークとは、個々の地域自立生活支援を丁寧に担いながら、生活 基盤の整備に向けた地域資源の活用や開発、社会関係の調整と改善に向けた啓発・教育活動、 福祉計画づくり、福祉サービス利用者や市民の組織化、地域における総合的なサポートシス テムの構築などを主な柱としたソーシャルワーク実践の統合的な手法であり、コミュニティソーシャルワーカーはそれを実践する者。千葉県ではその担い手として平成20年度から 養成研修を実施しており、本会が研修事業を受託している。

○「生活支援コーディネーター (地域支え合い推進員)」

市町村が定める活動区域(市町村域を第1層、中学校区等の日常生活圏域を第2層とする) ごとに、関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を行う推進役のこと。

○「地域福祉計画」、「地域福祉活動計画」

「地域福祉計画」とは、市町村が住民や市町村社会福祉協議会、関係団体等と協働し、要支援者の生活上の課題解決に向けた福祉サービスや地域の福祉活動などの支援体制を総合的かつ計画的に整備するとともに、地域における今後の福祉コミュニティづくりの方針、方向性を住民に示す行政計画のこと。平成30年4月1日施行の改正社会福祉法により計画策定は任意から努力義務に格上げされるとともに、福祉分野上位計画として位置付けられた。

これに対して、「地域福祉活動計画」とは、市町村社協の呼びかけのもとに、地域住民、ボランティア・NPO、福祉施設等の専門機関等、地域福祉活動に関わる幅広い関係者が集まり、住民・民間レベルでの横のつながりのあり方について話し合い、共通の目標を確認し合いながら、それぞれの役割分担や課題解決に向けた福祉活動をするための民間の行動計画である。

○「地域福祉フォーラム事業」

小域(小・中学校域)、基本(市町村域)、県域の圏域ごとに多様な団体が連携・協働しながら地域づくりのあり方・取り組み方を考えていく場(話し合いの場、協働の場)を設置するために平成17年度から開始された千葉県独自の事業。

○「日常生活自立支援事業」

都道府県社会福祉協議会が実施主体となり、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の うち判断能力が十分ではない方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契 約に基づき福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理等を行う事業。

○新型コロナウイルス感染症の影響による「特例貸付」

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等による収入の減少や失業等により生活に困窮し、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯に対し、令和2年3月25日より生活福祉資金の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例貸付として全国一斉に開始したもの。受付期間は令和3年3月31日まで。

	緊急小口資金(特例貸付)	総合支援資金 (特例貸付)		
貸付上限額	20万円以内	2人以上:月20万円以內		
貝们 上限領 		単身 :月15万円以内		
貸付期間	一括 (1回)	原則3か月以内(分割交付)		
		※要件を満たせば3か月延長が可能		
据置期間	1年以内	1年以内		
償還期限	2年以内	10年以内		
貸付利子	無利子	無利子		
連帯保証人	不要	不要		
申請窓口	市町村社協(9月30日までは労働金	士町++5-		
	庫、取扱郵便局でも受付)	市町村社協		
その他	今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税			
	非課税世帯の償還を免除することができることとしています。			

○苦情解決事業に係る「第三者委員」

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や状況に配慮した適切な対応を推進することを目的に、利用者が職員に苦情申出をしにくい際の苦情解決や、苦情申出人と苦情解決責任者との話し合いへの立会い、助言、解決策の調整等を行う役割が期待される。

○「千葉県災害ボランティアセンター(連絡会)」

千葉県地域防災計画において、大規模災害時には千葉県が県災害ボランティアセンターを設置し、運営は「千葉県災害ボランティアセンター連絡会」が行うことが位置づけられている。当該センターは、先遣隊・支援隊の被災地への派遣、県内全体の情報収集及び提供、被災地ニーズに合わせたボランティア派遣の全体調整、ボランティア活動希望者への電話相談等を実施するとともに、被災地に設置される市町村災害ボランティアセンターの活動が円滑に行われるよう後方支援を行う。

- ○千葉県災害ボランティアセンター連絡会会員団体(16団体)
 - ①千葉県共同募金会
 - ②千葉県ボランティア連絡協議会
 - ③千葉県民生委員児童委員協議会
 - ④千葉RB (レスキューサポートバイク)
 - ⑤SL災害ボランティアネットワーク千葉
 - ⑥千葉土建一般労働組合
 - ⑦日本青年会議所関東地区千葉ブロック協議会
 - ⑧千葉県生活協同組合連合会災害対策委員会
 - ⑨千葉県災害対策コーディネーター連絡会
 - ⑩連合千葉
 - ①千葉県防災士会
 - 22千葉県弁護士会
 - ③千葉県社会福祉士会
 - (4)ライオンズクラブ国際協会333-C
 - (5)日本赤十字社千葉県支部(事務局)
 - 16千葉県社会福祉協議会 (事務局)
- ○サポート会員(3団体)
 - ①株式会社ドコモCS千葉支店
 - ②株式会社トヨタレンタリース千葉
 - ③株式会社大塚製薬工場OS-1事業部千葉支店

$\bigcirc \lceil DWAT \rfloor$

千葉県では、大規模災害時に避難所等で避難生活を送る高齢者、障害者や子どもなどの災害時要配慮者に対し、心身状況の悪化による二次被害を防ぐため、福祉専門職を中心とした「災害福祉支援チーム(DWAT: Disaster Welfare Assistance Team)」の派遣体制の整備を進めており、令和2年7月に、千葉県、千葉県社協、福祉関係13団体との間でDWATの派遣に関する基本協定を締結し、平時は千葉県と県社協が、福祉関係団体で構成する「千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会」と連携して、DWATのチーム員育成研修や訓練を行い発災時に備えている。

○若者チャレンジ支援デュアル・システム

千葉県社会福祉法人経営者協議会(経営協)が、福祉分野を目指す若者を「修学」と「就業」の両面(デュアル)から支援する新しい奨学制度として平成28年度にスタートさせたシステム。

学びながら働く、働きながら学ぶ意欲のある学生の方を対象に、施設と雇用契約を結び、職員の身分で学校に通って介護福祉士や保育士の資格取得の勉強をするとともに、施設において業務も経験するという仕組みであり、支援内容は、施設から「若者チャレンジ デュアル支援金」として、就学期間中の2年間、授業料補助で年60万円の「奨学支援金」と、修学生活を支援するための月2万円の「生活支援金」が給付される。※制度内容についてはより利用しやすいよう改正が検討されている。

○政策調整委員会

本会が地域福祉を推進するために必要な事業・組織双方の機能強化を目的に、平成20年4月1日に設置した委員会。委員会では本会の重点政策課題や事業の進行管理及び評価、本会の発展強化のための計画の策定及び進行管理に関すること等について審議し、本会に助言・提言を行う。

※委員名簿はP46参照

○事業継続計画(BCP) Business Continuity Plan

企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の 損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、 平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めてお く計画のこと。

また、事業継続計画を策定 (構築) し継続的に運用していく活動や管理の仕組みとして「事業継続管理(BCM) Business Continuity Management」があり、これには①事業の理解、②BCP サイクル運用方針の作成、③BCP の構築、④BCP 文化の定着、⑤BCP の訓練、BCP サイクルの維持・更新、監査といった活動が含まれる。

※参考:中小企業庁 中小企業BCP策定運用指針

(以下、必要な用語を追加する予定)

千葉県社会福祉協議会 政策調整委員会 委員名簿

(任期3年間:令和2年4月1日~令和5年3月31日)

選出区分	氏	名	役 職 等
学識経験者	◎田中	英樹	東京通信大学人間福祉学部人間福祉学科 教授
	○小林	雅彦	国際医療福祉大学医療福祉学部 教授
市町村社協関係	山下	嘉人	柏市社会福祉協議会事務局長
社会福祉施設関係	湯川	智美	社会福祉法人六親会 常務理事
	野村	哲也	社会福祉法人大成会 理事長
民生委員・児童委 員関係	高橋	君枝	千葉県民生委員児童委員協議会 副会長
NPO関係	牧野	昌子	特定非営利活動法人ちば市民活動・市民事業サポートクラブ 代表理事
中核地域生活支援 センター、生活困 窮者自立支援関係	大戸	優子	いちはら生活相談サポートセンター センター長

◎委員長 ○副委員長



社会福祉協議会のシンボルマーク

シンボルマークの意味:

社会福祉および社協の「社」を図案化し、「手をとりあって、明るいしあわせな社会を建設する姿」を表現しています。

~ 発 行 ~ 令和3年3月(予定) 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会